

[事案 29-171] 障害給付金等支払請求

・平成 31 年 2 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者兼被保険者である申立人配偶者が、事故により高度障害状態に該当し、その後死亡したことを理由に、障害給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

契約者兼被保険者である配偶者が、事故により高度障害状態に該当し、その後死亡したことから、以下の理由により、平成 2 年 10 月に契約した終身保険（契約①）に基づき、減額前の死亡保険金、災害保険金、障害等級第 1 級該当の障害給付金および入院給付金を、平成 10 年 2 月に契約した年金保険（契約②）に基づき、災害保険金、障害給付金および入院給付金を、平成元年 8 月に契約した年金保険（契約③）に基づき、死亡給付金を支払ってほしい。

(1) 契約①について

- ① 保険会社は、配偶者の死亡により、減額後の死亡保険金を支払ったが、配偶者は減額の手続きを行っていない。
- ② 配偶者の死亡は、災害に起因するものであったが、傷害特約に基づく災害保険金は支払われていない。
- ③ 保険会社は、死亡前に配偶者が障害等級第 6 級に該当したとして、傷害特約に基づき、障害給付金を支払ったが、配偶者の状態は障害等級第 1 級に該当していた。
- ④ 保険会社は、配偶者の平成 22 年 7 月から同年 8 月までの入院（入院①）と、同年 9 月から同年 10 月までの入院（入院②）について、災害入院特約に基づく入院給付金を支払っていない。

(2) 契約②について、

- ① 本契約には、傷害特約が付加されており、配偶者の死亡は災害に起因するものであるから、災害保険金が支払われるはずである。
- ② 本契約には、傷害特約が付加されており、配偶者は死亡前に障害等級第 1 級に該当していたことから、障害保険金が支払われるはずである。
- ③ 本契約には、災害入院特約が付加されているので、入院①と入院②に対する入院給付金が支払われるはずである。

(3) 契約③について、死亡給付金が未請求であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約①について

- ① 契約者である申立人配偶者によって、死亡保険金額の減額または特約減額更新の手続きがされている。
- ② 申立人配偶者の直接死因は疾病であり、災害保険金の支払理由には該当しない。
- ③ 申立人配偶者の状態は、障害等級第 6 級に該当し、他の障害状態には該当しない。
- ④ 入院①と入院②について、これまで給付金請求はされていないが、入院①は診断書の提出もないことから支払可否は判断できず、入院②は疾病による入院であることから、災害入院特約の入院給付金の支払理由には該当しない。

(2) 契約②について

① 傷害特約は付加されておらず、同特約に基づき何らかの保険金、給付金が支払われることはない。

② 入院①と入院②について、これまで給付金請求はされていないが、入院①は診断書の提出もないことから支払い可否は判断できず、入院②は疾病による入院であることから、災害入院特約の入院給付金の支払理由には該当しない。

(3) 契約③について、死亡給付金はすでに支払っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容や死亡保険金の減額手続の経緯等を把握するため、申立人および減額手続の担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が請求する各給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。